

情報関係設備費等に対する国庫助成希望調査

回答締切日 平成12年6月15日
 社団法人 私立大学情報教育協会

大 学 名	
回答責任者（役職名） 注1）（氏 名）	印
回答記入者（役職名） 注2）（氏 名）	印 TEL（ ） - （ ） - （ ） FAX（ ） - （ ） - （ ）

注1）回答責任者は、理事長もしくは学長の方をお願いします。
 注2）回答記入者は、実際にこの調査票に回答いただいた方です。

<記入にあたってのお願い>

- 当協会は、私立の大学・短期大学および高等専門学校を会員とする団体で、日本私立大学連盟、日本私立大学協会、私立大学振興協会の3団体で構成する日本私立大学団体連合会と情報関係設備等の国庫助成要求・実現対策活動について連携協力しております。また、短期大学関係の要求については、日本私立短期大学協会と連携協力しております。
- この調査は、平成13年度における私立の大学・短期大学の教育・研究用情報処理関係設備等に対する国庫助成要求の基礎資料とするために、毎年全国私立の大学・短期大学を対象に行うもので、本調査の結果を踏まえて文部省に私立大学側の要望を展開します。
- 本調査の調査用紙は「大学用」と「短期大学用」があり、それぞれ大学長、短期大学長宛にお送りしております。大学、短期大学が併設の場合には、それぞれ事業費を算出して回答下さい。
- 未だ決定に至っていない計画段階でも、可能性がありましたらできるだけ記入して下さい。
- 回答にあたっては、同一の事業費を他の欄で重複記入することのないようご注意願います。
- 補助の概要は、以下の通りです。なお、**事務処理用の情報関係設備は補助の対象となっておりません**のでご注意下さい。

設備に対する補助 -----

- (1)借入補助：

借入契約に基づく補助で1個又は1組（電子計算機その他の情報処理関係設備〔プロジェクター等の教材提示システムや音声・画像入出力システム等のマルチメディア教育設備を含む〕でネットワーク等を通じて管理されているもの）の月額借入料が22万2千円以上を対象としており、3年毎にシステムを見直すことを前提に大学、短期大学等で複数件申請できます。
平成12年度から、日本私立学校振興・共済事業団より5月末頃に計画調書提出についての通知があります。
- (2)購入補助：

事業経費（1個又は1組の価格）1千万円以上を対象とした買取補助

私立大学研究設備整備費等補助金「**情報処理関係設備**」（補助率1／2以内）
 情報教育実施教室等に導入するコンピュータおよび周辺機器等を対象とするもので、導入年度より6年間の使用が義務付けられています。なお、補助事業費の対象額が従来4千万円未満とされていましたが、11年度より上限が外され、1千万円以上と拡大されています。中長期的な大学・短期大学の申請計画が重要な資料となりますので13年度以降の計画についてもお考えがあれば積極的に回答下さい。

私立大学研究設備整備費等補助金「**私立大学等教育・学習方法高度情報化推進設備**」（補助率1／2以内）
 マルチメディアを活用した教育・学習方法の改善を図るための1千万円以上の情報関係設備（**施設と一体となる装置類は除く**もので、例えば可搬型のカメラ、プロジェクター等のマルチメディア機器）を対象とするもので、導入年度より6年間の使用が義務付けられています。

事業経費（1個又は1組の価格）が1千万円以上を対象とした装置および工事費補助

私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助金「学内LAN装置」（補助率1/2以内）

教育・研究に必要な学内LANの構築にともなう1千万円以上の工事費（光ケーブル等敷設工事費で、ホストコンピュータ接続装置等の通信装置を含む）を対象とする補助で、導入時より9年間の使用を前提としています。ホストコンピュータ等が前年度以前に整備されていること又は申請当該年度に整備されることが前提となります。なお、通信・接続装置類は、借入補助の中で申請することも可能です。例えば、工事費関係は本補助で、更新の著しい機器類は借入補助で申請することも一つの方法です。

私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助金「私立大学等教育・学習方法高度情報化推進事業」（補助率1/2以内）

マルチメディアを活用した教育・学習方法の改善を図るための1千万円以上の教室等改造工事費、並びに既設の教育研究用情報化関連施設における冷房化工事費を含みます。

衛星通信、移動体通信を活用する教育研究実施のための装置および工事費補助

私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助金「私立大学ジョイントサテライト事業」（補助率1/2以内）

衛星通信活用プログラム

メディア教育開発センターの衛星通信ネットワーク（SCS）使用に伴う通信関係装置購入費および設置工事費、ケーブル敷設工事費で大学4千万円以上、短大3千万円以上の事業経費を対象とするものです。なお、同事業に必要な映像音響装置については、私立大学研究設備整備費等補助金（事業経費1千万円以上）の欄に記入して下さい。

移動体情報通信ネットワーク活用プログラム（補助率1/2以内）

無線LANシステムによる移動体通信ネットワークを活用したモデル事業を行うための通信制御装置、通信基地局装置購入費および設置工事費を対象とするもので大学4千万円以上、短大3千万円以上の事業経費を対象とするものです。なお、同事業に必要なサーバ・パソコン等の整備費は、私立大学研究設備整備費等補助金（事業経費1千万円以上）の欄に記入して下さい。

運営費およびソフト等の補助

ハードウェア以外の補助として、私立大学等経常費補助金特別補助の中に以下の補助がありますので、補助対象を参考に積極的に回答して下さい。

情報化推進特別経費

- (1) 「**教育学術情報ネットワーク**」：ネットワークとデータベースの維持費に関する補助で、商用プロバイダの利用料金も含まれます。補助率は1/2以内、補助上限額は1ネットワークあたり7千万円で大学規模によっては複数ネットワークの申請が可能です。
- (2) 「**教育研究用ソフトウェア**」：文部省の補助を受けている機器で使用するソフトウェアの借入・購入費（1本又は1組の所要経費が20万円以上500万円未満）で、アプリケーションソフトウェア、基本ソフトウェアの新規導入およびバージョンアップを対象に、事業経費の1/2以内が補助されます。
- (3) 「**教育・学術データベース等の開発**」：大学が開発する教育研究用データベース又はマルチメディア教育用ソフトウェアに関する補助で、1件あたりの開発に要する経費が100万円以上のものを対象に1/2以内が補助されます。

大学改革推進特別経費

- (1) 「**特色ある教育研究の推進**」：学生にノート型パソコンを携帯させて教室内授業および教室外での事前事後学習など教育方法の改善を図るプロジェクトを対象に、100万円以上の教育研究経費（例えば、賃借料、消耗品費などの授業運営に伴う経費）と設備経費（1個又は1組500万円未満）が補助対象となります。
学生用ノートパソコンの貸与事業について、大学全体、学部単位、学科単位など組織的な取り組みを行う場合は「教育学習方法改善支援経費」にて申請します。
- (2) 「**教育・学習方法改善支援経費**」：マルチメディア機器を用いて行う授業改善に必要な費用（例えば、教材・資料の電子化変換費用、マルチメディア教材ソフトウェア整備費用、マルチメディア教室の運営に伴う付帯経費、教育指導能力の向上を図るための費用等）に対する補助で、1件あたり、大学100万円、短期大学・高等専門学校60万円以上の事業経費を対象とします。

この調査に関してのご質問は

社団法人私立大学情報教育協会 事務局 TEL:03-3261-2798

までお願いいたします。

・教育・研究用の電子計算機設備・装置等の国庫助成を申請する計画がありますか。

助成希望項目	申請年度	平成 12 年度に 申請(予定を含む)	平成 13 年度に 申請を計画
【借入】 私立大学等経常費補助金特別補助「情報化推進特別経費」 情報処理関係設備		有 ・ 無	有 ・ 無
		継続 (件) 新規 (件)	継続 (件) 新規 (件)
【購入】 私立大学研究設備整備費等補助金 情報処理関係設備 (事業経費 1 千万円以上)		有 ・ 無 (件)	有 ・ 無 (件)
私立大学研究設備整備費等補助金 私立大学等教育・学習方法高度情報化推進設備 (工事を伴わない) (事業経費 1 千万円以上)		有 ・ 無 (件)	有 ・ 無 (件)
私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助金 私立大学等教育・学習方法高度情報化推進事業 (工事を伴う) (事業経費 1 千万円以上)		有 ・ 無 (件)	有 ・ 無 (件)
私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助金 学内 LAN 装置 (事業経費 1 千万円以上)		有 ・ 無 (件)	有 ・ 無 (件)
私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助金 私立大学研究設備整備費等補助金 私立大学ジョイントサテライト事業	衛星通信活用プログラム	有 ・ 無 (件)	有 ・ 無 (件)
	移動体通信活用プログラム	有 ・ 無 (件)	有 ・ 無 (件)
私立大学等経常費補助金特別補助「大学改革推進特別経費」 教育学習方法改善支援経費		有 ・ 無 (件)	有 ・ 無 (件)
私立大学等経常費補助金特別補助「大学改革推進特別経費」 特色ある教育研究の推進による 学生へのノート型パソコン貸与事業		有 ・ 無 (件)	有 ・ 無 (件)
私立大学等経常費補助金特別補助 教育学術情報ネットワーク	ネットワーク維持費	有 ・ 無 (件)	有 ・ 無 (件)
	データベース維持費	有 ・ 無 (件)	有 ・ 無 (件)
私立大学経常費補助金特別補助 教育研究用ソフトウェア		有 ・ 無 (件)	有 ・ 無 (件)
私立大学経常費補助金特別補助 教育学術データベース等の開発		有 ・ 無 (件)	有 ・ 無 (件)

(1) 平成 12 年度の欄には、12 年度に申請(予定を含む)の有無を回答 (○ 印 及び申請件数) 下さい。

(2) 平成 13 年度の欄には、13 年度計画の有無を回答 (○ 印 及び申請件数) 下さい。

(3) 借入補助は、12 年度、13 年度計画の有無を回答して下さい。

12 年度の「継続」は、10 年度あるいは 11 年度に導入した件数、「新規」は 12 年度導入。

13 年度の「継続」は、11 年度あるいは 12 年度に導入予定の件数、「新規」は 13 年度導入予定。

各補助金とも、12 年度申請の詳細が決定していない場合には計画段階でお答えください。

貴大学が平成12年度に申請あるいは申請予定の電子計算機設備等についてお答え下さい。

私立大学等経常費補助金「特別補助」情報処理関係設備

借入契約に基づく補助で1個又は1組の月額借入料が22万2千円以上を対象としており、3年毎にシステムを見直すことを前提に大学、短期大学等で複数件申請できます。
正式な申請については、平成12年度からは、日本私立学校振興・共済事業団から5月末頃に計画調書提出についての通知があります。

設備の名称		12年度申請区分 (該当するものに○)			事業経費 借入経費(見積額)				補助希望額 (左の1/2金額)			
1		継続(10年度から)	継続(11年度から)	新規(12年度)				千円				千円
2		継続(10年度から)	継続(11年度から)	新規(12年度)				千円				千円
3		継続(10年度から)	継続(11年度から)	新規(12年度)				千円				千円
4		継続(10年度から)	継続(11年度から)	新規(12年度)				千円				千円
5		継続(10年度から)	継続(11年度から)	新規(12年度)				千円				千円

「借入経費」の欄は、以下によりご記入願います。
新規で申請の場合...「事業経費」は借入料の6カ月の額を記入。
継続で申請の場合...「事業経費」は借入料の12カ月の額を記入。

私立大学研究設備整備費等補助金「情報処理関係設備」(事業経費1千万円以上)

買い取りで導入するコンピュータおよび周辺機器等を対象とするもので、導入年度より6年間の使用が義務付けられています。

設備の名称		事業経費 購入経費(見積額)				補助希望額 (左の1/2金額)			
1					千円				千円
2					千円				千円
3					千円				千円
4					千円				千円
5					千円				千円

私立大学研究設備整備費等補助金「私立大学等教育・学習方法高度情報化推進設備」(事業経費1千万円以上)

マルチメディアを活用した教育・学習方法の改善を図るための機器で施設工事を伴わないもの、例えば、可搬型のカメラ、プロジェクター・モニター類、サーバ類・ノートPC、スキャナー等入力設備、等が補助対象となります。

設備の名称		事業経費 購入経費(見積額)				補助希望額 (左の1/2金額)			
1					千円				千円
2					千円				千円
3					千円				千円

私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助金「私立大学等教育・学習方法高度情報化推進事業」（事業経費1千万円以上）

マルチメディアを活用した教育・学習方法の改善を図るための1千万円以上の教室等改造工事費、並びに既設の教育研究用情報化関連施設における冷房化工事費が補助対象となります。

装置施設の名称	事業経費(見積金額)												補助希望金額 (左の1 / 2 額)									
	マルチメディア関連装置費						教室等改造工事費 (冷房化工事を含む)												合 計 (装置 + 工事費)			
1							千円								千円							千円
2							千円								千円							千円
3							千円								千円							千円
4							千円								千円							千円
5							千円								千円							千円

マルチメディア関連装置とは以下の装置のことで、工事を伴い施設に設置することが要件となります。

音声映像装置(ビデオレコーダ、スクリーン等)、機器制御装置、入出力装置、機器操作卓、送受信装置、教材・資料作成装置等

一般に授業で学生が使用するサーバ、パソコン等は含まれません。但し、サーバ・パソコンを「装置」として施設と一体で使用する場合(例えば、機器操作・制御、入出力、送受信等に使用するもの)は本補助の対象となります。

工事費はマルチメディア関連装置の導入に伴い実施される改造工事で、本工事および付帯工事に要する費用です。

本工事：実施設計費、く体工事費、仕上げ工事費、雑工事費

付帯工事：電力設備工事、照明設備工事、情報通信電気工事、冷暖房工事、防災・防音工事

新築工事の費用は対象となりません。

冷房化工事は、既設の教育研究用情報関連施設の冷房化工事で、以下の施設が対象となります。

情報処理教育装置等のマルチメディア関連装置、又はコンピュータ制御に係る教育研究用の装置を備え付けている施設で、例えば、教室、図書室、実験・実習室、教育指導を常時実施している研究室等。

私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助金「学内LAN装置」（事業経費1千万円以上）

教育・研究に必要な学内LANの構築にともなう1千万円以上の工事費(光ケーブル等敷設工事費で、ホストコンピュータ接続装置等の通信装置を含む)を対象とする補助で、導入時より9年間の使用を前提としています。

装置の名称	事業経費(見積金額)						補助希望金額(左の1/2額)					
	(通信接続装置費+工事費)											
1						千円						千円
2						千円						千円
3						千円						千円
4						千円						千円
5						千円						千円

通信接続装置とは、例えば、ルータ、ハブ、交換機等の機器を指します。これらの機器は、借入補助により申請することも可能です。例えば、工事費関係は本補助で、更新の著しい機器類は借入補助で申請することも一つの方法です。なお、サーバ、パソコン等のコンピュータは補助対象外ですので、別途、借入補助あるいは購入補助「情報処理関係設備」にて申請します。

工事費とは、ケーブル等の材料費を含む光ケーブル等の敷設工事に要する費用で、例えば、労務費、仮設費、現場経費、一般管理費を指します。運送費、調整費、保守料、消耗品費およびソフトウェアの整備に係る経費等は対象外です。

貴大学が平成13年度に申請を計画している電子計算機設備等についてお答え下さい。

補助の概要は12年度と同様です。

私立大学等経常費補助金「特別補助」情報処理関係設備

	設備の名称	13年度申請区分 (該当するものに○)	事業経費 借入経費(見積額)								補助希望額 (左の1/2金額)							
1		継続(11年度から) 継続(12年度から) 新規(13年度)								千円								千円
2		継続(11年度から) 継続(12年度から) 新規(13年度)								千円								千円
3		継続(11年度から) 継続(12年度から) 新規(13年度)								千円								千円
4		継続(11年度から) 継続(12年度から) 新規(13年度)								千円								千円
5		継続(11年度から) 継続(12年度から) 新規(13年度)								千円								千円

私立大学研究設備整備費等補助金「情報処理関係設備」(事業経費1千万円以上)

	設備の名称	事業経費 購入経費(見積額)								補助希望額 (左の1/2金額)							
1									千円								千円
2									千円								千円
3									千円								千円
4									千円								千円

私立大学研究設備整備費等補助金「私立大学等教育・学習方法高度情報化推進設備」(事業経費1千万円以上)

	設備の名称	事業経費 購入経費(見積額)								補助希望額 (左の1/2金額)							
1									千円								千円
2									千円								千円
3									千円								千円

私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助金「私立大学等教育・学習方法高度情報化推進事業」(事業経費1千万円以上)

	装置施設の名称	事 業 経 費(見積金額)																補助希望金額 (左の 1 / 2 額)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		マルチメディア関連装置費								教室等改造工事費 (冷房化工事を含む)				合 計 (装置 + 工事費)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									

私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助金「学内LAN装置」(事業経費1千万円以上)

	装置の名称	事業経費(見積金額) (通信接続装置費+工事費)								補助希望金額(左の1/2額)							
1									千円								千円
2									千円								千円
3									千円								千円

・私立大学ジョイントサテライト事業の申請についてお答えください

「私立大学ジョイントサテライト事業」には次の種類があり、補助率は事業経費の1/2以内です。

1. 衛星通信活用プログラム

メディア教育開発センターの衛星通信ネットワークを活用した教育研究事業を実施する私立大学等を対象として、関係装置の購入と設置工事費を補助するものです。

<<教育研究事業の内容>>

衛星通信装置を整備し、衛星通信ネットワークを活用して複数大学間あるいは複数キャンパス間において以下のような事業を実施する場合は該当します。

リアルタイムの交換授業、合同授業、合同ゼミ

シンポジウム、研究会、研究指導、研修会

映像音響資料・希少教材の共同利用

研究交流、研究打ち合わせ等の各種会議等

<<補助対象経費>>

私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助

「装置購入費」

アンテナ装置、送受信装置、変復調装置、回線制御装置、運用管理監視装置、画像符号化装置、映像音響制御装置等の購入に要する経費で、装置全体の購入費が大学で4千万円以上、短期大学および高等専門学校で3千万円以上であり、設置する建物その他の施設に関して施設工事を必要とするものが該当します。

「設置工事費」

上述の装置の設置工事（アンテナ設置基礎工事、据付工事、電源・電気配線工事、設置時の調整）に要する経費です。

「ケーブル敷設工事費」

上述の装置および映像音響装置を設置する教室を結ぶ信号ケーブル（接続装置を含む）の敷設工事に要する経費です。

私立大学等研究設備整備費補助

「映像音響装置購入費」

カメラ、モニター、スピーカー、VTR等の教室に設置する設備の購入に要する1千万円以上の経費で、設置工事費を除きます。

<<補助対象外経費>>

運送費、施設工事費（上記設置工事費およびケーブル敷設工事費を除く）、消耗品は補助対象外です。なお、通信回線使用料、保守管理料、無線局免許申請費、電波利用料は経常費補助金特別補助「教育学的情報ネットワーク」、ソフトウェアの整備に係る経費は経常費補助金特別補助「教育研究用ソフトウェア」で申請します。

2. 移動体通信ネットワーク活用プログラム

私立大学等における無線LANシステムによる移動体情報通信ネットワークを活用した事業を推進するため、大学等のキャンパス内に無線LANを構築し、以下の教育研究活動を行うための関係装置の購入と設置工事費を補助するものです。

<<教育研究活動の内容>>

(1) 学生の学習活動

マルチメディア教材の遠隔閲覧による学習、復習、自習

教員との質疑応答

レポートの作成、送信

(2) 教員の教育研究活動

教材の作成

マルチメディア・データベースの遠隔検索、編集、利用

共同研究

<<補助対象経費>>

私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助

「装置購入費」

通信制御装置等、通信基地局の整備に必要な装置の購入に要する経費で、装置全体の購入費が大学で4千万円以上、短期大学および高等専門学校で3千万円以上であり、設置する建物その他の施設に関して施設工事を必要とするものが該当します。

「設置工事費」

上述の装置の設置工事（据付工事、電源・電気配線工事、設置時の調整等）に要する経費です。

私立大学等研究設備整備費補助

「サーバ・パソコン等購入費」

無線LANの構成に必要なノート型パソコン等の購入に要する1千万円以上の経費で、設置工事費を除きます。

<<補助対象外経費>>

運送費、施設工事費（上記設置工事費を除く）、消耗品は補助対象外です。なお、通信回線使用料、保守管理料は経常費補助金特別補助「教育学的情報ネットワーク」、ソフトウェアの整備に係る経費は経常費補助金特別補助「教育研究用ソフトウェア」で申請します。

(私立大学・大学院等

教育研究装置施設整備費補助)

(私立大学等研究設備整備費補助)

		装置購入費＋設置工事費 (含ケーブル敷設工事費)								映像音響設備 ／サーバ・パソコン設備								事業経費合計							
12年度	衛星通信活用プログラム								千円								千円								千円
	移動体通信活用プログラム 1								千円								千円								千円
	2								千円								千円								千円
	3								千円								千円								千円
13年度	衛星通信活用プログラム								千円								千円								千円
	移動体通信活用プログラム 1								千円								千円								千円
	2								千円								千円								千円
	3								千円								千円								千円

・経常費補助金特別補助大学改革推進特別経費「教育・学習方法等改善支援経費」の申請についてお答え下さい。

この補助は、大学等における教育・学習方法改善のための取り組みを総合的に支援するため、1件あたり大学100万円、短期大学・高等専門学校60万円以上の事業経費を対象に1/2以内を補助するものです。
正式な申請は、日本私立学校振興・共済事業団から例年4月末頃に計画調書提出についての通知があります。

対象事業

- (1)マルチメディア関連機器等の効果的な活用（教材・資料の電子化、SA(チューター・アシスタント)の活用、マルチメディア教室の運営等）
(2)シラバスの活用 (3)カリキュラムの改革、開発 (4)ファカルティ・ディベロップメントの実施（教育指導能力向上のための情報技術研修を含む）
(5)教室外の学習環境の整備（マルチメディアを使用した学内外(自宅を含む)学習、リサーチ・ブックセル(課題図書の数冊整備)や閉館時間の延長等図書館機能の整備充実等）
(6)教員の教育活動に対する評価（学生による評価を含む） (7)優れた教育活動を行っている教員の顕彰
(8)その他教授法の改善、教材の開発・研究に関すること
(9)文部省選定事業（「私立大学等教育・学習方法高度情報化推進事業」にて採択された事業）
ここでの対象経費は、例えば上記(1)～(8)等に関わる経費等も含まれます。ただし、500万円以上の設備等に要する経費は対象外です。

また、ソフトウェアに係る経費は別途「教育研究用ソフトウェア」にて記入して下さい。

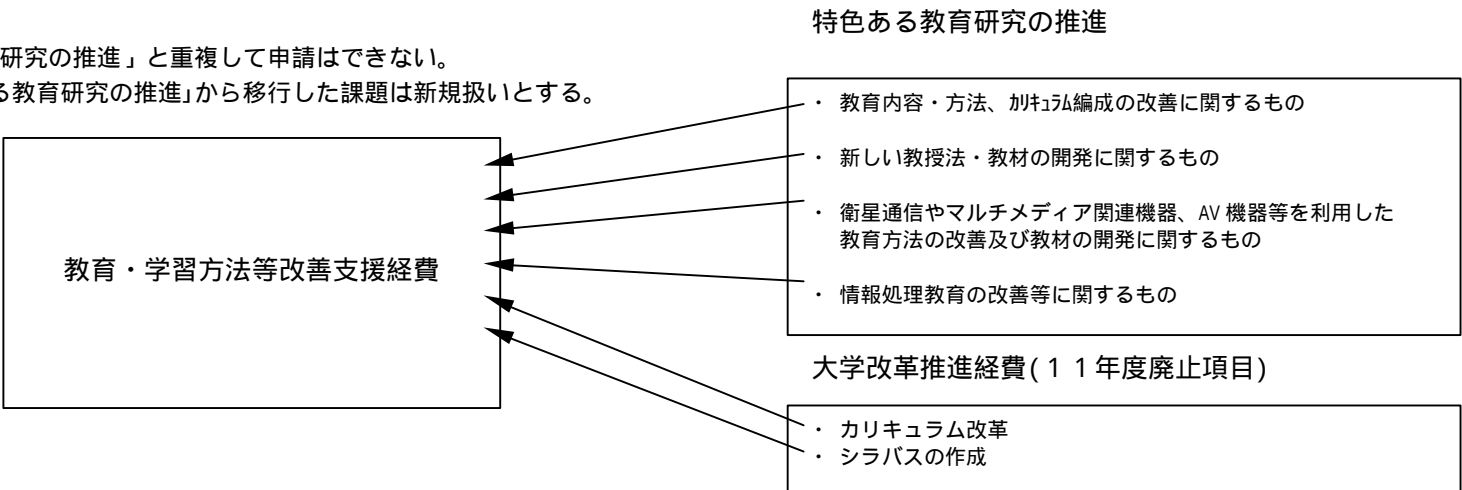
<<留意点>>

- (1)申請限度件数は1法人あたり5件とする
(2)同一法人で二つ以上の大学に共通する課題については、それぞれ別途に申請書類を作成することとし、その場合には1件として扱う。
(3)本経費は、大学等における全学的（少なくとも学部・学科）・組織的な教育学習方法等の改善に資する取り組みを総合的に支援するための経費であり、申請にあたっては、個々の事業のみならず、複数の事業を一つの課題としてまとめて提出することができます。
(4)採択された課題は4年間継続して申請が可能。ただし、期間経過後の申請をさまたげません。

<<「特色ある教育研究の推進」との関連>

経常費補助金特別補助大学改革推進特別経費「特色ある教育研究の推進」の補助対象課題の中で、以下の項目について全学的・組織的な取り組みを行う場合には、本補助金にて申請することができます。例えば、学生用ノートパソコンの貸与事業について、大学全体、学部単位、学科単位で組織的な取り組みを行う場合は「教育・学習方法改善支援経費」に含めて記入してください。

「特色ある教育研究の推進」と重複して申請はできない。
また、「特色ある教育研究の推進」から移行した課題は新規扱いとする。



12年度申請

申請件数		教育研究経費支出 A					設備関係支出 B					収入（反対給付がある場合） C					所要経費合計(A + B - C)															
件																																

13年度計画

申請件数		教育研究経費支出 A					設備関係支出 B					収入（反対給付がある場合） C					所要経費合計(A + B - C)														
件																															

「教育研究経費」：消耗品費、光熱水費、通信運搬費、印刷製本費、賃借料、報酬・委託料、修繕費、雑費等の経費
「設備関係支出」：教育研究用機器備品、図書等の経費

単位：千円

・経常費補助金特別補助大学改革推進特別経費「特色ある教育研究の推進」による1人1台学生用ノートパソコンの貸与事業に対する補助希望についてお答え下さい。

学生にノートパソコンを携帯させることにより、教室内での授業活用および教室外での事前事後学習の促進など教育方法の充実を図るプロジェクトについては、大学等の借入経費等を所要経費の2分の1以内を経常費補助金特別補助「大学改革推進特別経費」の「特色ある教育研究の推進」の中で補助することができます。

組織的でないが授業の一部などで、大学がノートパソコンを業者から借入又は購入により、学生に貸し出す場合等にかかる経費（100万円以上）が対象で、最大で事業経費の1/2以内を5千万円を上限として補助を受けることができます。なお、購入での申請は、自ずと補助の限度額があることと、導入年度から6年間の使用が義務付けられていますので、借入による導入・更新が得策です。

正式な申請は、日本私立学校振興・共済事業団から例年4月末頃に計画調書提出についての通知があります。

補助対象の事業経費は、ノートパソコンの導入に要する設備経費（1個又は1組500万円未満）、および、教育研究経費（例えば、賃借料、消耗品費等授業運営に伴う経費）です。

大学全体、学部単位、学科単位で組織的な取り組みを行う場合は、教育・学習方法改善支援経費に含めて記入してください。

	導入形態 (該当するものに○)	導入台数	設備経費 (ノートPC導入経費)				教育研究経費 (導入に伴って発生する付帯経費)				事業経費合計			
12年度	借入・購入	台				千円				千円				千円
	借入・購入	台				千円				千円				千円
	借入・購入	台				千円				千円				千円
	借入・購入	台				千円				千円				千円
13年度	借入・購入	台				千円				千円				千円
	借入・購入	台				千円				千円				千円
	借入・購入	台				千円				千円				千円
	借入・購入	台				千円				千円				千円

単位：千円

・私立大学経常費補助金特別補助「教育・学術情報ネットワーク」の申請についてお答え下さい。

この補助は、私立大学等の教育・学術情報のデータベース化並びに内国及外国との教育・学術情報交換のためのネットワークを整備している大学等に対し、その維持費等所要経費が80万円以上を対象にその1/2以内を1ネットワーク（例えばキャンパス規模のネットワーク等）あたり7,000万円を限度に補助するものです。

正式な申請は日本私立学校振興・共済事業団から毎年11月頃特別補助の計画調書提出という形で調査があります。

(1) 貴大学は平成11年度に教育・学術情報ネットワーク補助を申請しましたか

申請した 申請しない

(2) 「設問1」で「申請した」に○印を付けられた場合にお答え下さい。申請したが採択されなかった場合は「補助金額」欄に斜線を記入して下さい。

	ネットワーク維持費				データベース維持費			
11年度申請額				千円				千円
11年度補助金額				千円				千円

(3) 平成12年度および13年度の申請予定についてご回答ください。

	ネットワーク維持費				データベース維持費			
12年度申請予定				千円				千円
13年度申請予定				千円				千円

『教育学術情報ネットワーク』の範囲

私立大学等の教育学術情報のデータベース化、並びに内国および外国との教育学術情報交換のためのネットワーク整備を目途とするものであること。

1. 教育学術情報ネットワークとは、次の要件を満たすものであること。
大学等が教育・研究の用に供するために、独自に構築したネットワークで学外および学内と接続可能なネットワークであること。
当該年9月現在において整備され、かつ稼働しているもので、利用実績があるもの。
ネットワークの維持費等の所要経費が、800千円以上のものであること。
2. 教育学術情報データベースとは、次の要件を満たすものであること。
大学等が教育・研究の用に供するために、独自に構築したデータベースであること。
原則として、他大学等への公開に供するものであること。ただし、大学等が独自に構築した図書目録データベースについてはこの限りではない。
当該年9月現在において整備され、かつ稼働しているもので、利用実績があるもの。
データベースの維持費等の所要経費が、800千円以上のものであること。

対象経費の範囲

1. 教育学術情報ネットワークの維持費
独自に構築したネットワークシステムのメンテナンス費用（例えば、ネットワーク運用管理の外部委託料、ネットワーク機器等の保守管理料・賃借料、光熱水費、消耗品費、短期間のアルバイト賃金等）
国公立大学、研究所、共同利用施設（共同利用大型計算機センター、学術情報センター）およびその他の教育研究に係る情報を提供する機関（海外におけるこれらに相当する機関を含む）に接続するための通信回線使用料

従来、教育学術情報ネットワークの補助対象となる通信回線使用料については、国公立大学等に接続するために必要となる専用通信回線費のみを補助対象としていましたが、平成9年度からは、これに加えて、民間プロバイダに直接接続し、インターネット等の商用のネットを教育研究目的に利用する場合の通信回線使用料（NTT等の通信事業者および民間のプロバイダに支払われる料金の双方を含む）についても新たに補助対象とすることになりました。

《対象外経費》

ネットワーク構築に伴う設備費（例えば、端末機、デジタルPBX、通信網関係の情報機器、システム構築のための人件費等）及びその借上料（レンタル、リース）

2. 教育学術情報データベースの維持費
データの更新に係る費用
 - a. データの収集・整理に伴う費用（データの購入、収集・整理のための委託費又は謝金）
 - b. データの入力に伴う費用（入力・査読に伴う委託費又は謝金）コンピュータ変換に伴う移植費用
 - a. データベース利用ソフトの更新（委託費又は謝金）

《対象外経費》

教育学術情報データベースの開発費

- a. アプリケーションソフトの初期開発
 - ・データベース作成のための汎用ソフトの購入
 - ・データベース利用ソフトの作成（委託費又は謝金）
 - ・初期開発のための打ち合わせに伴う費用
 - b. データ入力
 - ・データの収集・整理に伴う費用（データの購入、収集・整理のための委託費又は謝金）
 - ・データの入力に伴う費用（入力・査読に伴う委託費又は謝金）
- データベース構築に伴う設備費（例えば、端末機、デジタルPBX、通信網関係の情報機器、システム構築のための人件費等）およびその借上料（レンタル、リース）
データベース利用料（商用のもの）

なお、1並びに2に伴うバージョンアップに係るネットワークソフト、データベースの更新費は対象とする。ただし、大型設備費並びに情報処理関係設備の補助対象と重複するものについては、それぞれに係る所要経費を控除するものとする。

・私立大学経常費補助金特別補助「教育研究用ソフトウェア」の申請についてお答え下さい。

この補助は、文部省から補助金を受けているシステムにて使用するソフトウェアについて、その購入・借入に要する経費の1/2以内を補助するものです。したがって、補助金を受けずに大学あるいは個人が自己資金で導入のコンピュータで使用するソフトウェアは含まれません。申請時期は毎年11月頃に日本私立学校振興・共済事業団から計画調書提出についての通知があります。

平成12年度および13年度に申請予定がある場合には、計画段階で結構ですからできるだけ記入して下さい。
1本あるいは1組のソフトウェアで所要経費20万円以上500万円未満のものを1件として複数件の申請ができます。

	申請予定の有無	申請件数	事業経費（購入・借入経費合算）					
12年度申請予定	有 ・ 無	件						千円
13年度申請予定	有 ・ 無	件						千円

『教育研究用ソフトウェア』の範囲

対象経費の範囲

1. 教育研究用ソフトウェアとは、私立大学が行う学術の基礎的研究又は教育に必要な設備に使用するソフトウェアの購入又は借入に要する経費で、次の要件を備えていること。

主として研究に用いることを目的とする場合は、研究課題との関連でソフトウェアの必要性が高く、そのソフトウェアの導入により研究の進展が期待できるものであること。

主として教育に要することを目的とする場合は、教育内容との関連から、そのソフトウェアの導入により教育の進展が期待できるものであること。

【所要経費の範囲】

1本又は1組のソフトウェアの所用経費が20万円以上、500万円未満のもので、基本ソフトウェア、アプリケーションソフトウェアを対象とする。

ただし、数本又は数種類のソフトウェアをとりまとめて1組とした場合は、それらのソフトウェアが教育研究面で機能的に密接な関係を持ち、ソフトウェアとしての一体性があるものであることとし、目的別に複数件の申請が可能。

平成12年度事業として整備が行われるとともに、購入するものにあつては、平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間に契約締結のうえ納入され、かつ、代金が支払われるものであること。また、借入するものにあつては、借入契約の期間が平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間に最低3ヶ月以上あり、かつ、平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間に所要経費が支払われるものであること。

《使用設備》

ソフトウェアを使用する設備は、次のいずれかの補助金により取得したものであること。

- a. 私立大学等経常費補助金特別補助（情報化推進特別経費 - 情報処理関係設備）で平成12年度に文部省が指定したもの。
- b. 私立学校施設整備費補助金（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費）で平成7年度以降に採択したもの。
- c. 私立大学研究設備整備費等補助金（私立大学研究設備等整備費）で平成7年度以降に採択したものとする。

平成13年度事業として整備が行われるとともに、購入するものにあつては、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に契約締結のうえ納入され、かつ、代金が支払われるものであること。また、借入するものにあつては、借入契約の期間が平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に最低3ヶ月以上あり、かつ、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に所要経費が支払われるものであること。

《使用設備》

ソフトウェアを使用する設備は、次のいずれかの補助金により取得したものであること。

- a. 私立大学等経常費補助金特別補助（情報化推進特別経費 - 情報処理関係設備）で平成13年度に文部省が指定したもの。
- b. 私立学校施設整備費補助金（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費）で平成8年度以降に採択したもの。
- c. 私立大学研究設備整備費等補助金（私立大学研究設備等整備費）で平成8年度以降に採択したものとする。

《対象外経費》

データベース（プログラムを含まないデータの蓄積）の導入に係る経費。

学内・学外で設計・開発したソフトウェアの導入に係る経費

電子計算機本体にあらかじめ組み込まれており、ソフトウェアの価額が電子計算機本体と一体になっているソフトウェアの経費
インストール（ソフトウェアを電子計算機本体に組み込む作業）に要する経費

運送費、消耗品等

私立大学経常費補助金特別補助の他の項目で申請している経費

未完成の学部学科に係る経費

単位：千円

・私立大学経常費補助金特別補助「教育学術データベース等の開発」の申請についてお答え下さい。

この補助は、私立大学等における教育学術データベースの構築やマルチメディア教育用ソフトウェアの開発経費（１００万円以上）を対象に、その１／２以内を補助するもので、５月末頃に日本私立学校振興・共済事業団より計画調書提出についての通知があります。

平成１２年度および１３年度に申請予定がある場合には、計画段階で結構ですからできるだけ記入して下さい。

	申請予定の有無	申請件数	事業経費（購入・借入経費合算）						
１２年度申請予定	有 ・ 無	件							千円
１３年度申請予定	有 ・ 無	件							千円

『教育学術データベース等の開発』について

対象経費の範囲

- 私立大学等が独自に開発する一次情報（論文、研究成果、シラバス教材データ等の情報）、二次情報（目録、抄録等の情報）の教育学術データベースまたはマルチメディア教育用ソフトウェアで次の要件を備えていること。
教育学術データベースにあっては、学内ＬＡＮに接続されるもののうち、主に、教育研究の用に供することを目的とし、教育研究内容との関連からその開発により教育研究の進展が期待できるものであること。
教育用ソフトウェアにあっては、専らマルチメディア教育の用に供することを目的とし、教育内容との関連から当該ソフトウェアの開発により教育の進展が期待できるものであること。
- 対象経費の範囲
１つの教育学術データベースあるいはマルチメディア教育用ソフトウェアの開発に要する経費が１００万円以上のものであること。
当該年度事業として開発が行われるものであること。ただし、年次計画性が明確で、複数年度にわたることについて相当の必要性があると認められるものについては、当該年度事業として実施される部分について補助対象とする。
補助対象となる開発過程は、システムデザイン・システム設計・プログラム製造・テストデータ入力およびテスト・本データ入力―本データによるテスト・試験運用までの課程であり、現状分析やシステムの必要性等についての検討以前の課程、および本稼働以後の課程は補助対象外とする。
補助対象となる開発経費は、各開発過程において生じる開発委託費、旅費、謝金、印刷製本費、資料購入費、著作権使用料、ソフト購入・レンタル費、消耗品費、調査研究費、通信運搬費とする。

《対象外経費》

「私立大学等経常費補助金特別補助（教育学術情報ネットワーク）」の補助対象となるもの。（データベースあるいはソフトウェアの本稼働以後に係る運用・維持管理・バージョンアップ費用）
「私立大学等経常費補助金特別補助（教育研究用ソフトウェア）」の補助対象となるもの。
教育学術情報データベースまたはマルチメディア教育用ソフトウェアの開発に使用する端末機、通信装置などの設備の購入費およびレンタル・リース料、保守料

調査票の提出は、下記まで郵送にてお願いいたします。期限に近づいている場合にはＦＡＸでも結構です。

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-14 No.1山崎ビル4F
社団法人私立大学情報教育協会 事務局
FAX:03-3261-5473

ご協力ありがとうございました。